

平成23年3月31日

航空局監理部総務課企画室

空港部首都圏空港課

羽田空港における深夜早朝時間帯の国際貨物便の着陸料の引き下げについて

羽田空港については、平成22年10月に国際定期便の運航を再開したところですが、これにより、羽田空港を最大限活用し、かつ羽田空港を中心とする国内航空ネットワークと直結した航空貨物ネットワークが構築されることが期待されています。

こうした背景を踏まえ、羽田空港に22:00~6:59に到着する国際貨物便について、着陸料を1/2に引き下げる措置を内容とする「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示(平成十一年運輸省告示第百六十五号)の一部を改正する告示」を、本日、公布しましたのでお知らせいたします。

1 改正の概要

羽田空港に22:00~6:59に到着する国際貨物便について、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、着陸料を1/2に引き下げる措置を講じます。

【軽減措置適用例：767-300F 44.8万円 → 22.4万円】

なお、平成21年7月より実施している地方航空ネットワーク維持のための着陸料の軽減措置及び平成20年4月より実施している地方空港の国際旅客チャーター便に係る着陸料の軽減措置についても、平成24年3月31日まで延長します。

2 今後のスケジュール

平成23年4月1日施行

【お問い合わせ先】 航空局監理部総務課企画室 山崎、竹内
TEL 代表 03-5253-8111 (内線 48-152、48-190)
直通 03-5253-8695
航空局空港部首都圏空港課 山口、水谷
TEL 代表 03-5253-8111 (内線 49-322、49-323)
直通 03-5253-8716